

令和7年度財政援助団体等監査の講評に基づく措置状況について(図書館)

改善・検討事項	措置状況
<p>① 業務仕様書には危機管理マニュアルの作成が指示されているが、提示されたマニュアルは指定管理者本社作成成分であった。立地条件等によって状況が異なることが考えられるため、江南市立図書館独自のマニュアルを作成し、主体性をもって適切な施設管理及び安全確保体制を構築されたい。</p>	<p>有事の際の対応に関しては、指定管理者本社が作成する危機管理マニュアルに基づき行動し、施設の構造に依拠する避難誘導やスタッフの人員配置については、毎年実施している避難訓練資料をもとに令和8年4月末までにマニュアル化し、2つ合わせたマニュアルを用いて、主体的に施設管理及び安全確保体制を整え運用します。</p>
<p>② 生涯学習課が行う実地調査において、モニタリングにより採点した項目のうち満点と評価できなかった項目については、改善要望等を文書により記録し、積極的にフィードバックを行い、指定管理業務の改善のため有効に活用されたい。</p>	<p>次回、令和8年4月末実施予定の令和7年度第4四半期のモニタリングから採点の評価理由を文書にて明記し、満点ではなかった内容を指定管理者と確認しあいます。その後、月1回行われる打合せの機会を活用しながらフィードバックを行うなど、満点ではなかった内容の改善に努めます。</p>
<p>③ モニタリングや打ち合わせの議事録は指定管理者と生涯学習課で共有し、出席者以外にも決定事項や議論のプロセスを情報共有できるよう活用されたい。</p>	<p>令和8年2月以降、モニタリングや打合せ結果を議事録として作成したのち、生涯学習課と指定管理者内で会議出席者以外も含めて情報共有をし、認識の統一を図ります。</p>